

# 一管区水路通報第26号

令和2年7月10日

第一管区海上保安本部

第321項	北海道南岸	恵山岬～納沙布岬	海洋調査
第322項	北海道南岸	函館港	掘下げ等作業
第323項	北海道南岸	チキウ岬付近	水路測量
第324項	北海道南岸	十勝港北東方	魚礁設置作業
第325項	北海道南岸	釧路港	潜水訓練
第326項	北海道北岸	紋別港	水深減少等
第327項	北海道北岸	宗谷岬南東方	水路測量(期間変更)
第328項	北海道西岸	野寒布岬東方	定置網設置
第329項	北海道西岸	増毛港	灯台廃止
第330項	北海道西岸	石狩湾港北方	海洋調査等
第331項	北海道西岸	石狩湾港	潜水作業
第332項	北海道西岸～本州北西岸	石狩湾港～臈作埼西方	えい航作業
第333項	北海道西岸	寿都港	護岸改良工事
第334項	北海道西岸	茂津多岬北東方	魚礁設置作業

※水路通報の内容については、インターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

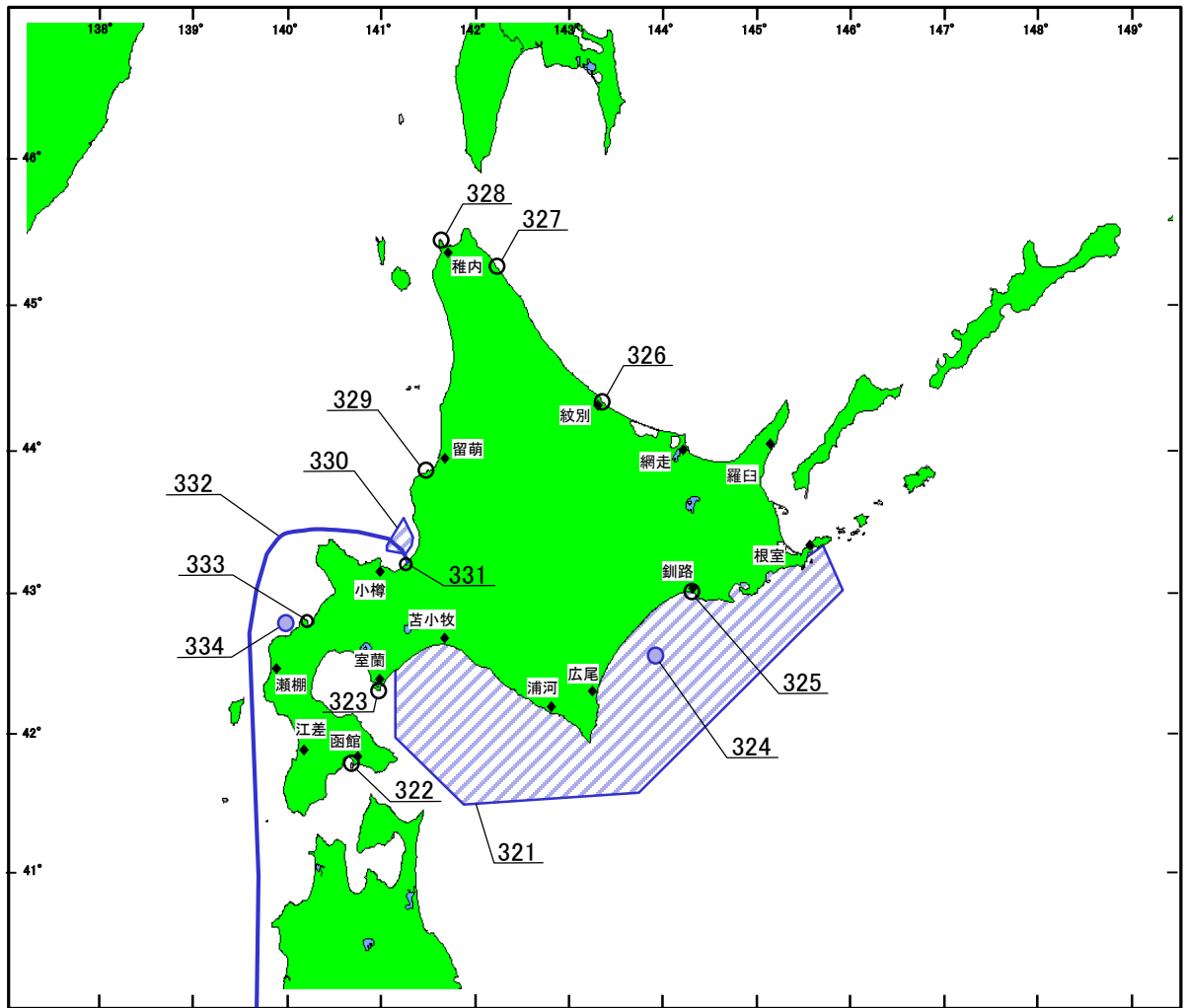
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html>

# 索引図



## 事項別索引

水深関係	-----	326
訓練・試験関係	-----	325
航路標識関係	-----	329
港湾施設関係	-----	322、331、333
海洋調査関係	-----	321、323、327、330
えい航関係	-----	332
漁業関係	-----	324、328、334

2年321項 北海道南岸 — 恵山岬～納沙布岬 海洋調査

下記区域で、調査船「第五開洋丸(495t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和2年7月17日～29日

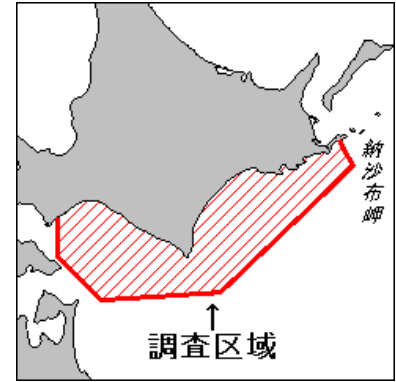
区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 43-19.7N 145-41.7E (岸線上)
- (2) 43-01.4N 145-55.5E
- (3) 41-30.5N 143-46.2E
- (4) 41-24.9N 141-50.8E
- (5) 41-57.3N 141-07.5E
- (6) 42-25.1N 141-07.5E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W34-W43

出 所 東北区水産研究所



2年322項 北海道南岸 — 函館港、第1区及び第2区 掘下げ等作業

一管区水路通報元年38号579項関連

下記区域で、作業船及び潜水士による掘下げ等作業が実施される。

期 間 令和2年7月13日～11月30日 日出～日没

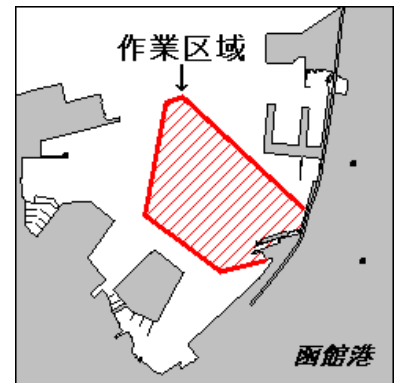
区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 41-46-20N 140-43-19E (岸線上)
- (2) 41-46-18N 140-43-08E
- (3) 41-46-28N 140-42-50E
- (4) 41-46-48N 140-42-55E
- (5) 41-46-49N 140-42-59E
- (6) 41-46-29N 140-43-28E (岸線上)

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W6

出 所 函館港長



2年323項 北海道南岸 — チキウ岬付近、追直漁港 水路測量

下記区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和2年7月13日～8月31日 日出～日没

区 域 下記(1)、(2)及び(3)、(4)並びに(5)、(6)を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 42-18-32.2N 140-57-58.7E (岸線上)
- (2) 42-18-30.1N 140-57-55.3E (岸線上)
- (3) 42-18-24.3N 140-58-03.3E (岸線上)
- (4) 42-18-21.8N 140-58-19.6E (岸線上)
- (5) 42-18-25.7N 140-58-28.5E (岸線上)
- (6) 42-18-31.4N 140-58-27.8E (岸線上)

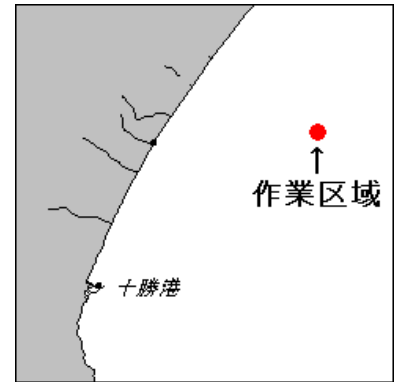
備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚

海 図 W14

出 所 第一管区海上保安本部公示(令和2年7月7日)



2年324項 北海道南岸 — 十勝港北東方 魚礁設置作業  
 下記区域で、起重機船による魚礁設置作業が実施される。  
 期 間 令和2年7月13日～8月12日 0800～1600  
 区 域 42-29-13N 143-42-05E 付近  
 備 考 円盤型魚礁(高さ 0.7m)197基を平積み  
 海 図 W1032-JP1032  
 出 所 広尾海上保安署



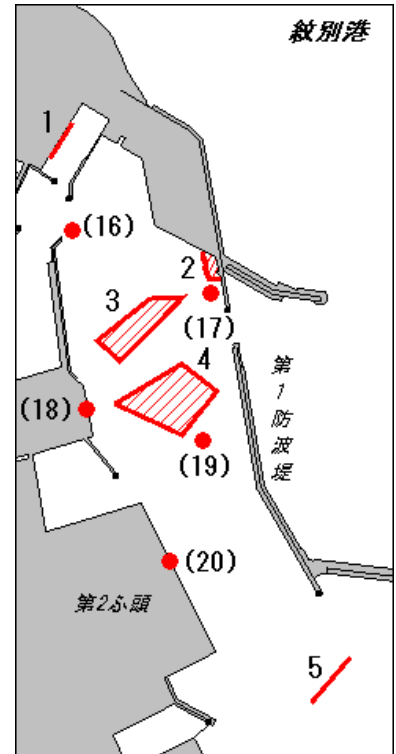
2年325項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第2区及び第3区 潜水訓練  
 下記区域で、潜水訓練が実施される。  
 期 間 令和2年7月13日 0830～1540  
 区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域  
 (1) 42-58-40.7N 144-22-16.8E (岸線上)  
 (2) 42-58-43.2N 144-22-15.6E  
 (3) 42-58-45.0N 144-22-24.0E  
 (4) 42-58-44.1N 144-22-24.6E (岸線上)  
 備 考 訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚  
 海 図 W31-JP31  
 出 所 釧路港長



2年326項 北海道北岸 — 紋別港 水深減少等

下記区域に、水深減少区域及び浅所が存在する。

- 区 域
- 1 下記2地点を結ぶ線上付近の海域は、海図記載水深より約1.0m～約2.0m減少している。
    - (1) 44-21-17.3N 143-21-39.2E
    - (2) 44-21-14.4N 143-21-36.6E
  - 2 下記3地点を結ぶ線及び岸線により囲まれる海域は、海図記載水深より約2.0m減少している。
    - (3) 44-21-04.0N 143-21-56.2E
    - (4) 44-21-03.9N 143-21-55.2E
    - (5) 44-21-06.7N 143-21-54.5E
  - 3 下記4地点を結ぶ線により囲まれる海域は、海図記載水深より約1.0m減少している。
    - (6) 44-21-03.0N 143-21-48.1E
    - (7) 44-21-03.1N 143-21-51.7E
    - (8) 44-20-57.8N 143-21-44.6E
    - (9) 44-20-59.5N 143-21-42.0E
  - 4 下記4地点を結ぶ線により囲まれる海域は、海図記載水深より約1.0m減少している。
    - (10) 44-20-57.6N 143-21-51.6E
    - (11) 44-20-55.4N 143-21-55.6E
    - (12) 44-20-51.8N 143-21-51.6E
    - (13) 44-20-54.4N 143-21-44.0E
  - 5 下記2地点を結ぶ線上付近の海域は、海図記載水深より約0.5m～約1.5m減少している。
    - (14) 44-20-33.7N 143-22-10.8E
    - (15) 44-20-29.9N 143-22-06.4E
  - 6 下記位置に、浅所が存在する。
    - (16) 44-21-08.4N 143-21-39.3E 水深 約4.5m
    - (17) 44-21-03.3N 143-21-55.2E 水深 約7.0m
    - (18) 44-20-53.8N 143-21-41.0E 水深 約6.5m
    - (19) 44-20-51.2N 143-21-54.3E 水深 約7.0m
    - (20) 44-20-41.3N 143-21-50.5E 水深 約7.0m



海 図 W 2 9 (紋別港)  
出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部

2年327項 北海道北岸 — 宗谷岬南東方 水路測量(期間変更)

一管区水路通報2年25号309項削除

下記区域で、作業船による水路測量が実施されている。

期 間 令和2年7月1日～11月30日のうち14日間 日出～日没

区 域 下記5地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 45-16-10.0N 142-14-16.2E (岸線上)
- (2) 45-16-33.9N 142-14-59.3E
- (3) 45-10-50.2N 142-21-19.9E
- (4) 45-10-28.2N 142-20-40.2E (岸線上)

備 考 水路測量作業中、白赤白の燕尾旗掲揚

海 図 W 1 0 4 0

出 所 第一管区海上保安本部公示 (令和2年6月30日)



2年328項 北海道西岸 — 野寒布岬東方 定置網設置

下記区域に、さけ定置網が設置される。

期 間 令和2年7月20日～11月30日  
(設置作業期間 7月20日～8月30日)

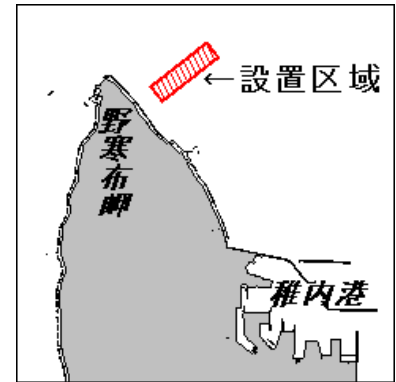
区 域 下記4地点により囲まれる区域

- (1) 45-27-22N 141-40-12E
- (2) 45-27-13N 141-40-22E
- (3) 45-26-46N 141-39-33E
- (4) 45-26-55N 141-39-23E

備 考 設置区域は灯及び赤旗付浮標で標示

海 図 W1041

出 所 稚内港長



2年329項 北海道西岸 — 増毛港 灯台廃止

一管区水路通報2年24号294項削除

増毛港西防波堤灯台は、廃止された。

位 置 43-51.3N 141-32.0E

海 図 W40A-W28-JP28-W1045

参照書誌 411 0568番

備 考 同位置に簡易標識灯(黄光、4秒1せん)が設置されている

出 所 第一管区海上保安本部交通部



2年330項 北海道西岸 — 石狩湾港北方 海洋調査等

下記区域で、作業船、潜水士及び起重機船による海洋調査、採泥作業及びボーリング作業が実施される。

期 間 令和2年7月15日～9月10日 日出～日没

区 域 1 海洋調査、採泥作業

下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 43-32.0N 141-16.9E
- (2) 43-24.2N 141-21.8E
- (3) 43-20.4N 141-21.4E
- (4) 43-16.0N 141-17.6E
- (5) 43-17.8N 141-05.4E
- (6) 43-19.9N 141-05.5E

2 ボーリング作業

下記2地点付近

- (7) 43-21.1N 141-17.2E (2基)
- (8) 43-19.2N 141-11.9E (1基)

備 考 観測機器をえい航する(えい航長最大約120m)

ボーリング作業前に潜水士による磁気探査を行う

潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

停船して観測機器を垂下する

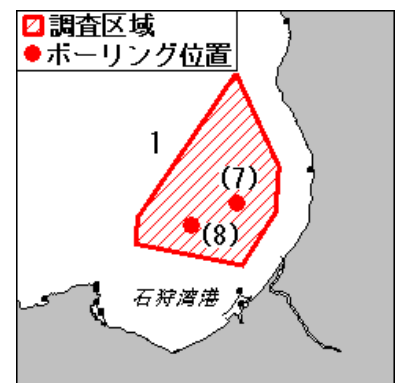
ボーリング作業中、鋼製やぐらが設置される

鋼製やぐらの位置は赤旗、レーダー反射板及び標識灯で標示

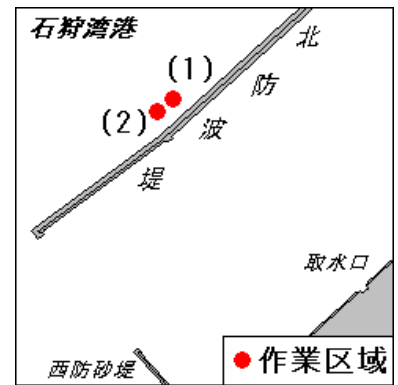
警戒船配備

海 図 W28-JP28

出 所 小樽海上保安部

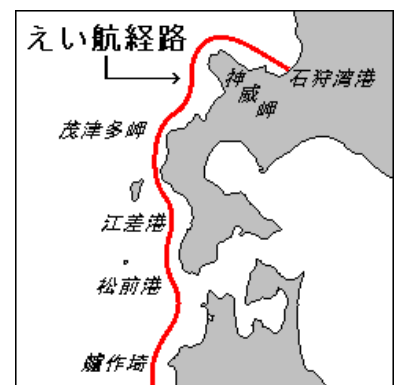


2年331項 北海道西岸 — 石狩湾港 潜水作業  
 下記区域で、作業船及び潜水士による灯付浮標点検作業が実施される。  
 期 間 令和2年7月27日～9月2日 日出～日没  
 区 域 下記2地点付近  
 (1) 43-12-06N 141-15-46E  
 (2) 43-12-05N 141-15-43E  
 備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚  
 海 図 W7  
 出 所 石狩湾港長



2年332項 北海道西岸～本州北西岸 — 石狩湾港～釧作埼西方 えい航作業(期間変更)  
 一管区水路通報2年25号316項削除  
 下記区域で、えい船「とちかち(169t)」によるフローティングドック「にいがた7501(7500t)」の  
 えい航作業が実施される。

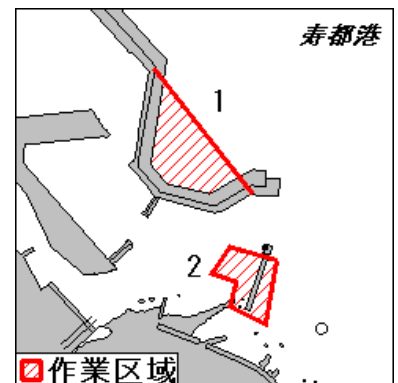
期 間 令和2年7月14日～16日  
 区 域 石狩湾港～釧作埼沖  
 下記7地点間  
 (1) 43-11-18N 141-17-35E 石狩湾港 7月14日1300  
 (2) 43-15N 140-17E 石狩湾港沖 7月14日1400  
 (3) 43-32N 140-31E 神威岬沖 7月14日2220  
 (4) 42-43N 139-44E 茂津多岬沖 7月15日1033  
 (5) 41-58N 139-57E 江差港沖 7月15日2033  
 (6) 41-21N 139-53E 松前港沖 7月16日0353  
 (7) 40-41N 139-39E 釧作埼沖 7月16日1446



備 考 新潟港へのフローティングドックのえい航作業  
 えい航長 最大約500m(石狩湾港内は約160m)  
 天候等により、予定が変更される場合がある  
 海 図 W28-JP28-W10-JP10-W11-JP11-W43  
 出 所 第一管区海上保安本部交通部

2年333項 北海道西岸 — 寿都港 護岸改良工事

下記区域で、起重機及び潜水士による護岸改良工事が実施される。  
 期 間 令和2年7月22日～令和3年2月11日 日出～日没  
 区 域 1 消波ブロック仮置き区域  
 下記2地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域  
 (1) 42-47-48.6N 140-14-09.4E (岸線上)  
 (2) 42-47-42.9N 140-14-15.5E (岸線上)  
 2 護岸改良工事区域  
 下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域  
 (3) 42-47-40.5N 140-14-14.1E  
 (4) 42-47-39.9N 140-14-17.0E  
 (5) 42-47-37.0N 140-14-16.3E  
 (6) 42-47-37.8N 140-14-14.1E  
 (7) 42-47-38.9N 140-14-14.5E  
 (8) 42-47-39.3N 140-14-13.0E



備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚  
 海 図 W22  
 出 所 小樽海上保安部

2年334項 北海道西岸 — 茂津多岬北東方 魚礁設置作業

下記区域で、起重機船による魚礁設置作業が実施される。

期 間 令和2年7月15日～10月30日 日出～日没  
区 域 42-47.0N 140-00.6E 付近  
備 考 ピラミッド型魚礁(高さ 10.8m)15基を設置  
立方体魚礁(一辺 3.0m)156基を平積みで設置  
海 図 W11-JP11  
出 所 小樽海上保安部

